IASB Update 2023年2月



IASB Update は、国際会計基準審議会(IASB)の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、作業計画で見ることができる。IFRS®基準、修正及び IFRIC®解釈指針に関する IASB の最終的な決定は、IFRS 財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

IASB は、2023 年 2 月 20 日から 23 日に会議を行った。

関連情報:

- ・ IASB Update 原文はこちら
- IASBボード会議の要約のオーディオ (ポッドキャスト) はこちら

目次

リサーチ及び基準設定

- 動的リスク管理(アジェンダ・ペーパー4)
- 資本の特徴を有する金融商品(アジェンダ・ペーパー5)
- 料金規制対象活動(アジェンダ・ペーパー9)
- 企業結合 ― 開示、のれん及び減損(アジェンダ・ペーパー18)
- IFRS 第 9 号の適用後レビュー ― 減損(アジェンダ・ペーパー27-27D)

維持管理及び一貫した適用

- 維持管理及び一貫した適用(アジェンダ・ペーパー12)
- サプライヤー・ファイナンス契約:経過措置、発効日及びデュー・プロセス(アジェンダ・ペーパー12A)
- 交換可能性の欠如(IAS 第 21 号の修正案)―デュー・プロセス、発効日及び他の事項(アジェンダ・ペーパー12B)
- 初度適用企業によるヘッジ会計(IFRS 第 1 号)―考え得る年次改善(アジェンダ・ペーパー12C)
- 「事実上の代理人」の判定(IFRS 第 10 号)―考え得る年次改善(アジェンダ・ペーパー12D)
- 取引価格 (IFRS 第 9 号) ―考え得る年次改善 (アジェンダ・ペーパー12E)
- 原価法 (IAS 第 7 号) ―考え得る年次改善 (アジェンダ・ペーパー12F)
- 認識の中止に係る利得又は損失(IFRS 第 7 号)―考え得る年次改善(アジェンダ・ペーパー12G)
- 信用リスクの開示―考え得る年次改善(アジェンダ・ペーパー12H)

リサーチ及び基準設定

動的リスク管理(アジェンダ・ペーパー4)

IASB は 2023 年 2 月 22 日に会合し、動的リスク管理(DRM)モデルの開発についての議論を継続した。IASB は次のことについて議論した。

- その他の包括利益を通じて公正価値(FVOCI)又は純損益を通じて公正価値(FVPL)で測定する金融資産は、 企業の現在の正味オープン・リスク・ポジションの決定に含めることに適格であるかどうか(アジェンダ・ペーパー4A)
- DRM モデルの実績の評価に関する要求事項(モデルにおける予想外の変動の影響を財務諸表に反映する方法を含む)を精緻化する必要があるかどうか(アジェンダ・ペーパー4B)

現在の正味オープン・リスク・ポジションにおける指定に適格な項目(アジェンダ・ペーパー4A)

IASB は、企業が DRM モデルにおける現在の正味オープン・リスク・ポジションを決定する際に、FVOCI で測定する金融資産

は DRM モデルにおける指定に適格であるが、FVPL で測定する金融資産は適格ではないと暫定的に決定した。IASB の暫定的な決定の論拠は、FVOCI で測定する金融資産は、将来の正味金利収益及び公正価値の変動性に対するエクスポージャーが償却原価で測定する金融資産と同じであることである。

12名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

実績評価及び予想外の変動(アジェンダ・ペーパー4B)

IASB は、目標プロファイルと比較した遡及的な評価を行うことを企業に要求しないことを暫定的に決定した。そのような評価は財務諸表利用者に有用な情報を提供することとならないからである。しかし、IASB は、DRM 評価期間の末日現在の正味オープン・リスク・ポジションが、DRM 調整で表される予想される便益(稼得利益又は経済価値の変動性の減少という形での)を実現させることができるかどうかを評価することを企業に要求することを暫定的に決定した。

12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASBはプロジェクト計画において識別されたトピックについての議論を継続する。

資本の特徴を有する金融商品(アジェンダ・ペーパー5)

IASB は 2023 年 2 月 22 日に会合し、次のことについて議論した。

- プロジェクト計画における分類及び表示のトピックに関しての整理論点
- IAS 第 32 号「金融商品:表示」の範囲に含まれる資本性金融商品に関する具体的な表示の要求事項の開発の可能性

分類及び表示─整理論点(アジェンダ・ペーパー5A 及び 5B)

固定対固定の条件

IASB は、異なる種類の自社株式に係る 2 つの固定された転換比率の間での選択権を保有者が有している場合の転換社債の分類にあたって、固定対固定の条件を企業がどのように適用することとなるのかについて議論した。

IASB は、2020 年 4 月に暫定的に合意した、固定対固定の条件がどのような場合に満たされるのかを明確化する基本原則を修正することを暫定的に決定した。この修正後の基本原則は、オプションが行使される場合に自社株式の種類別にどれだけの機能通貨単位を交換することとなるのかを企業が知っているならば、当該条件は満たされると記述する。

12 名の IASB メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。

分類変更

IASB は、IAS 第 32 号における「分類変更」という用語の使用における一貫性の必要性について議論した。また、IASB は、2022 年 6 月に暫定的に合意した全般的な要求事項案を適用する企業が、金融負債と資本性金融商品との間の分類変更をいつ会計処理することとなるのかについても議論した。

- a. IAS 第 32 号の第 23 項において「分類変更される」及び「分類変更」を代替的な文言に置き換える。
- b. 分類変更を必要にした状況変化の日に分類変更を行うことを企業に要求する。しかし、IASB は、公表予定の公開草案において、この要求の実務上の考慮事項を評価するために質問を行う。

12 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

法律が契約条件に与える影響

IASB は、法律上の要求から生じる権利及び義務が、金融商品を金融負債又は資本性金融商品に分類するにあたり考慮されるかどうかを決定する際に企業が適用することを要求される原則案(2021 年 12 月に暫定的に合意)に対する利害関係者のフィードバックについて議論した。

IASB は、金融商品を分類するにあたり、適用される法律で設定される権利及び義務に追加される権利及び義務、又は法律で設定されるものよりも具体的な権利及び義務を生じさせる強制可能な契約条件のみを考慮するよう企業に要求することによって、原則案を簡素化することを暫定的に決定した。

12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

企業自身の資本性金融商品を償還する義務

IASBは、IAS第32号を次のように修正すべきかどうかを議論した。

- a. 企業が自身の資本性金融商品を償還する義務を含んだ金融商品(非支配持分に係る売建プット・オプションを含む) の会計処理に関する要求事項をさらに明確化する。
- b. これらの要求事項と、IAS 第 32 号の第 25 項における条件付決済条項を含んだ金融商品の会計処理に関する要求事項との一貫性を確保する。

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. IAS 第 32 号の第 23 項において、金融負債を再測定する際に、企業は利得又は損失を純損益に認識することを要求される旨を明確化する。
- b. IAS 第 32 号の第 23 項の範囲に含まれる金融負債の当初測定と事後測定に同じアプローチを使用することを企業は要求される旨を明確化する。すなわち、企業は当初測定及び事後測定において、保有者が売建プット・オプションを行使する蓋然性及びその時期の見積りを無視することとなる。
- c. IAS 第 32 号の第 25 項の範囲に含まれる金融負債の当初測定と事後測定に同じアプローチを使用することを企業は要求される旨を明確化する。すなわち、企業は当初測定及び事後測定において、偶発事象の蓋然性及びその時期の見積りを無視することとなる。
- d. IAS 第 32 号の第 23 項から、事後測定に関しての IFRS 第 9 号「金融商品」への参照を削除する。
- 12 名の IASB メンバーのうち 11 名がこれらの決定に賛成した。

企業の業績又は企業の純資産の変動に基づく金額を支払う契約上の義務を含んだ金融負債の表示

IASB は、2022 年 12 月に暫定的に合意した開示要求案が IAS 第 32 号の第 41 項における表示の要求とどのように関連するのかについて議論した。

IASB は、IAS 第 32 号の第 41 項の第 2 文を削除することを暫定的に決定した。

12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

株主の裁量権

IASB は、株主の決定が企業の決定として扱われるかどうかを評価するにあたり企業が考慮する要因の提案を明確化する方法についても議論した。この評価は、企業が現金の引渡し(又は金融商品をそれが金融負債となるような方法で決済すること)を回避する無条件の権利を有しているかどうかを判定するために必要である。IASB は、2022 年 2 月に提案された諸要因に暫定的に同意していたので、追加の決定を行うことは求められなかった。

資本性金融商品の表示(アジェンダ・ペーパー5C)

IASB は、財務諸表利用者(特に普通株式に対する投資者)のニーズを満たすための考え得る表示の要求事項について議論した。そのニーズには次のことが含まれる。

- a. 資本に分類される他の金融商品を企業が発行しているかどうかに関しての透明性
- b. 普通株主に対するリターンの明確な区別

IASB は、「普通株式に帰属する金額」が企業の財政状態計算書、財務業績の計算書及び持分変動計算書において明瞭に可視化されるように IAS 第 1 号の要求事項を修正することを暫定的に決定した。これらの修正は、企業が次の表示を行うことを要求することとなる。

- a. 財政状態計算書において、「親会社の普通株主」に帰属する発行済資本金及び剰余金に関する科目を、親会社の他の所有者に帰属する発行済資本金及び剰余金と区分して表示する(IAS 第 1 号の第 54 項(r))。
- b. 持分変動計算書において、「普通株式資本金の各クラス」を他の拠出済資本の各クラスと区分して表示する(IAS第1号の第108項)。
- c. 財務業績の計算書において、「親会社の普通株主」に帰属する当期の純損益及び包括利益を、親会社の他の所有者 に帰属するそれぞれの金額と区分して表示する(IAS 第 1 号の第 81B 項)。
- d. 「普通株主」に対する分配として認識した配当の金額を、当期中の他の所有者への分配として認識した配当と区別して表示し、また、関連する 1 株当たりの配当金額を持分変動計算書又は注記のいずれかに表示する(IAS 第 1 号の第 107 項)。

12 名の IASB メンバーのうち 11 名がこれらの決定に賛成したが、普通株主に帰属する金額をどのように分解するのかをさらに検討するようスタッフに依頼した。

次のステップ

IASBはプロジェクト計画で示された残りのトピックについて議論する。

料金規制対象活動(アジェンダ・ペーパー9)

IASB は 2023 年 2 月 21 日に会合し、公開草案「規制資産及び規制負債」で提案した認識の要求事項を再審議する計画について議論した(アジェンダ・ペーパー9A)。 IASB は当該計画について何も決定を求められなかった。

また、IASB は当該計画に含まれている下記に関する具体的なトピックの再審議を開始した。

- 規制資産及び規制負債の認識の閾値(アジェンダ・ペーパー9B)
- 強制可能性の評価と規制資産及び規制負債の認識との関係(アジェンダ・ペーパー9C)
- 履行インセンティブ(数期間にわたっての企業の履行に関するもの(長期履行インセンティブ)を除く)の会計処理 (アジェンダ・ペーパー9D)

認識の閾値(アジェンダ・ペーパー9B)

- a. 存在が不確実である規制資産又は規制負債は、そうした資産又は負債が存在する可能性の方が高いときに認識することを企業に要求するという提案を維持する。
- b. 経済的便益の流出入の蓋然性に基づく認識の閾値は設けない。
- c. 測定の不確実性のレベルに基づく認識の閾値は設けない。ただし、(e)に記述する規制資産及び規制負債は例外とする。

- d. 規制資産と規制負債とで対称的な認識の閾値を設けるという提案を維持する。
- e. 財務諸表の発行が承認された後に決定される規制上のベンチマークに測定が依拠している規制資産又は規制負債については、規制当局が当該ベンチマークを決定するときに、当該規制資産又は規制負債を認識することを企業に要求する。

12 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

IASB は、今後の IASB 会議で、長期履行インセンティブから生じる規制資産及び規制負債についての提案した認識及び測定の要求事項について議論する。

強制可能性及び認識 (アジェンダ・ペーパー9C)

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 基準書において、個々の規制資産及び規制負債について、強制可能な現在の権利及び強制可能な現在の義務の存在について単一の評価を行うという提案を再確認し明確化する。
- b. 基準書において、権利及び義務はたとえ存在が不確実であっても強制可能である可能性がある旨を明確化する。
- c. 基準書を開発する際に、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の第 35 項(c)の、現在までに完了している履行に対して企業が支払を受ける権利に関連する諸原則を考慮する。これらの諸原則は、まだ使用可能となっていない資産に対する規制上のリターンについての強制可能な現在の権利の存在の評価、及び長期履行インセンティブについての強制可能な現在の権利又は強制可能な現在の義務の存在の評価に関する要求事項を設定するために使用されることとなる。

12 名の IASB メンバー全員が決定(a)及び(b)に賛成し、12 名の IASB メンバーのうち 11 名が決定(c)に賛成した。

合計許容報酬―履行インセンティブ(アジェンダ・ペーパー9D)

IASB は、基準書において、履行インセンティブに関して提案した要求を再確認することを暫定的に決定した。この要求は、履行インセンティブに関連する金額は、企業の履行がインセンティブを生じさせる期間において供給される財又はサービスに係る合計許容報酬の一部を構成するか又はそれを減額すべきであるというものとなる。これらの金額には、企業による建設作業の履行から生じる金額が含まれることとなる。

12 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

次のステップ

IASB はプロジェクト提案を引き続き再審議する。

企業結合 ― 開示、のれん及び減損 (アジェンダ・ペーパー18)

IASB は 2023 年 2 月 23 日に会合し、「企業結合―開示、のれん及び減損」に関するプロジェクトについて議論した。特に、 IASB は、企業結合の事後の業績に関する情報の開示に対するマネジメント・アプローチについて議論した。

マネジメント・アプローチ(アジェンダ・ペーパー18A)

- a. 企業結合の事後の業績に関して企業が開示することを要求される情報を識別するための企業内の経営者のレベルを明示する。
- b. 経営者のそのレベルを、報告企業の経営幹部(IAS第24号「関連当事者についての開示」で定義)として記述する。

12 名の IASB メンバーの全員がこれらの決定に賛成した。

マネジメント・アプローチの他の諸側面(アジェンダ・ペーパー18B)

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 企業の経営者が企業結合の目的が満たされつつあるかどうかをモニターし続けている(すなわち、企業の経営者が実際の業績を、企業結合を行った際に設定した当該企業結合についての企業の目的及び目標と比較している)限り、企業は当該企業結合の事後の業績に関する情報を開示することを要求されるという予備的見解を維持する。
- b. 企業の経営者が、企業結合の目的が満たされつつあるかどうかをモニターしていない場合には、企業はその旨及び理由 を開示すべきであるという予備的見解を維持する。
- c. 企業の経営者が、企業結合年度後 2 期目の期末前に、企業結合の目的が満たされつつあるかどうかのモニタリングを 中止する場合には、企業はその旨及び理由を開示すべきであるという予備的見解を維持する。
- d. 経営者が、企業結合年度後 2 期目の期末前に、企業結合の目的が満たされつつあるかどうかのモニタリングを中止する企業は、実際の業績に関する情報を開示することを要求されると提案する。企業は、取得年度に示した指標を使用した実際の業績に関する情報を企業の経営者が受け取っている場合に(かつ、その場合にのみ)、当該指標を使用して情報を開示することを要求される。
- e. 企業が企業結合の目標に関する情報を範囲又は単一の推定値として開示することを認める。
- f. 企業は主要な目的(すなわち、企業結合の成功に極めて重要な目的)に関する情報のみを開示することを要求される旨を明確化する。

12 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

IASB は、企業結合の目的が満たされつつあるかどうかをモニターするために経営者が使用する指標を変更した場合に、企業が開示することを要求される情報に関しての予備的見解を進めないことを暫定的に決定した。

12 名の IASB メンバーのうち 7 名がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は次のことを含む事項に関して暫定的な決定を行う。

- a. 企業結合についての開示要求のその他の側面の明確化
- b. IAS 第36号「資産の減損」における資金生成単位の減損テストの適用のコスト及び複雑性の低減
- c. のれんを含んでいる資金生成単位の減損テストの有効性の改善

IASB は、本プロジェクトのすべての側面についての暫定的な決定を行った時点で、当該決定のパッケージがプロジェクト目的に合致するかどうか及び提案を示した公開草案を公表すべきかどうかを検討する。

IFRS 第 9 号の適用後レビュー ― 減損 (アジェンダ・ペーパー27―27D)

IASB は 2023 年 2 月 21 日に会合し、次のことを行った。

- IFRS 第 9 号「金融商品」における減損の要求事項及び IFRS 第 7 号「金融商品:開示」における信用リスクの開示要求の適用後レビューの第 1 フェーズにおける利害関係者からのフィードバックについて議論した。
- この適用後レビューに関連する学術文献のレビューについて議論した。
- IASB が情報要請において質問する事項を決定した。

IASB は以下について質問する予定である。

- a. 予想信用損失(ECL)の認識に対する全般的なアプローチ。具体的には、
 - i. 信用リスクの変動に関する情報の財務諸表利用者にとっての有用性に当該アプローチが与える影響
 - ii. 当該アプローチを特定の取引(連結会社間の融資など)に適用することのコストと便益
- b. 信用リスクの著しい増大。具体的には、
 - i. 信用リスクの著しい増大を判定するにあたっての判断の使用
 - ii. 企業が信用リスクの著しい増大を評価する方法の多様性の原因及び程度に関する証拠
- c. ECL の測定。具体的には、
 - i. 複数の将来予測シナリオの使用
 - ii. 経済的な不確実性が高まっている期間における ECL の測定(モデル適用後の経営者による調整又はオーバーレイの使用を含む)
- d. 購入又は組成した信用減損金融資産に係る ECL の要求事項の適用方法についての企業からの質問はどのくらい一般性があるか。
- e. 営業債権、契約資産及びリース債権に係る ECL の認識についての単純化したアプローチ。具体的には、
 - i. 当該アプローチにより IASB が提供する救済措置の影響
 - ii. 当該アプローチを適用する際に将来予測的な情報を含めること
- f. IFRS 第 9 号の範囲に含まれるローン・コミットメント、保有している担保及び他の信用補完並びに発行した金融保証 契約の会計処理
- q. IFRS 第9号又は他の IFRS 会計基準書との組合せでの ECL の要求事項の適用
- h. IASB が提供する経過措置の影響、及び財務諸表の作成者にとってのコスト低減と財務諸表利用者への有用な情報の提供とのバランス
- i. IFRS 第7号における信用リスクの開示要求。具体的には、
 - i. 開示原則と最小限の開示要求との組合せが、信用リスクが将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に与える影響に関する比較可能な情報と財務諸表利用者にとっての目的適合性のある情報との適切なバランスを達成するかどうか
 - ii. 当該要求事項のデジタル報告との両立性

12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は情報要請の公表を承認しコメント期間を設定する計画である。IASB は情報要請を 2023 年 5 月までに公表する予定である。

維持管理及び一貫した適用

維持管理及び一貫した適用(アジェンダ・ペーパー12)

IASB は、2023 年 2 月 20 日にサプライヤー・ファイナンス契約に関するプロジェクトについて、また、2023 年 2 月 22 日に交換可能性の欠如に関するプロジェクト及び IFRS 会計基準の次回の年次改善のサイクルについて議論するため会合した。

サプライヤー・ファイナンス契約:経過措置、発効日及びデュー・プロセス (アジェンダ・ペーパー12A)

IASBは、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」及びIFRS第7号「金融商品:開示」の修正案について議論した。修正案は、サプライヤー・ファイナンス契約に関する開示要求を追加することとなる。

IASB は、当該修正を 2024 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用するよう企業に要求することを暫定的に決定した。

12 名の IASB メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 早期適用を認め、企業が修正を早期適用する場合には、その旨を開示することを企業に要求する。
- b. 修正を最初に適用する事業年度において前期に係る比較情報を開示することを企業に要求しない。
- c. 修正の発効後最初の事業年度において、下記に関して事業年度期首現在の情報を開示することを企業に要求しない。
 - i. 財政状態計算書に認識した金融負債のうち、サプライヤー・ファイナンス契約の一部であり、サプライヤーがすでにファイナンス提供者からの支払を受けているものの帳簿価額
 - ii. サプライヤー・ファイナンス契約の一部である金融負債と、そうした契約の一部ではない比較可能な営業債務の両方の支払期日の範囲
- d. 企業が修正を最初に適用する事業年度内の期中財務報告書については、修正で要求している開示を要求しない。
- 12名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。
- IASB は、初度適用企業に対して具体的な移行に関する免除を提供しないことを暫定的に決定した。
- 12 名の IASB メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。
- IASBは修正を再公開せずに最終確定することを決定した。
- 12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。
- 12 名の IASB メンバー全員が、IASB は適用されるデュー・プロセスの要求事項に準拠しており、修正の書面投票のプロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したと納得したことを確認した。

次のステップ

IASBは、この修正を2023年第2四半期に公表する予定である。

交換可能性の欠如(IAS第21号の修正)— デュー・プロセス、発効日及び他の事項(アジェンダ・ペーパー12B)

IASB は IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」の修正案について議論し、次のことを暫定的に決定した。

- a. IFRS 第1号「国際財務報告基準の初度適用」の修正案を進める。
- b. IFRS 第 13 号「公正価値測定」の修正は行わない。
- 12 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

IASB は、当該修正を 2025 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用するよう企業に要求し、早期適用を認めることを暫定的に決定した。

12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB は修正を再分開せずに最終確定することを決定した。

12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

この修正を公表することに反対する意向を示した IASB メンバーはいなかった。

12 名の IASB メンバー全員が、IASB は適用されるデュー・プロセスの要求事項に準拠しており、修正の書面投票のプロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したと納得したことを確認した。

次のステップ

IASBは、この修正を2023年第3四半期に公表する予定である。

初度適用企業によるヘッジ会計 (IFRS 第 1 号) ―考え得る年次改善 (アジェンダ・ペーパー12C)

IASB は、IFRS 第 1 号の B6 項と IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項との間での文言の不整合について議論した。

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 下記に対する修正を提案する。
 - i. IFRS 第 1 号の B5 項から B6 項 (IFRS 第 9 号の 6.4.1 項への相互参照を追加する)
 - ii. IFRS 第1号のB6項(「条件」という文言を「適格要件」に置き換える)
- b. これらの修正案について具体的な経過措置は開発しない。
- c. これらの修正案を次回の年次改善サイクルに含める。
- 12名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

「事実上の代理人」の判定 (IFRS 第 10 号) ―考え得る年次改善 (アジェンダ・ペーパー12D)

IASB は、他の企業が投資者の代理として行動しているかどうかを投資者がどのようにして判定するのかに関しての、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」の B73 項と B74 項との間の不整合について議論した。

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. IFRS 第 10 号の B74 項の要求事項を明確化するための修正を提案する。
- b. これらの修正案について具体的な経過措置は開発しない。
- c. これらの修正案を次回の年次改善サイクルに含める。
- 12 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

取引価格(IFRS 第 9 号)一考え得る年次改善(アジェンダ・ペーパー12E)

IASB は、IFRS 第 9 号の付録 A における、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」における「取引価格」の定義への参照について議論した。この参照は混乱を生じさせる可能性がある。

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. IFRS 第 9 号の 5.1.3 項の文言を改訂し、「取引価格」への参照及び関連する IFRS 第 15 号への参照を付録 A から削除するという IFRS 第 9 号の修正を提案する。
- b. これらの修正案について具体的な経過措置は開発しない。
- c. これらの修正案を次回の年次改善サイクルに含める。
- 12 名の IASB メンバーのうち 11 名がこれらの決定に賛成した。

原価法 (IAS 第7号) 一考え得る年次改善 (アジェンダ・ペーパー12F)

IASB は、IAS 第 7 号の第 37 項における「原価法」という用語の使用について議論した。この用語はもはや IFRS 会計基準において定義されていない。

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 「原価法」という用語を「取得原価で」に置き換えるという IAS 第7号の第37項の修正を提案する。
- b. この修正案について具体的な経過措置は開発しない。
- c. この修正案を次回の年次改善サイクルに含める。
- 12 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

認識の中止に係る利得又は損失 (IFRS 第7号) 一考え得る年次改善 (アジェンダ・ペーパー12G)

IASB は、IFRS 第 7 号の B38 項における第 27A 項(IFRS 第 7 号から削除されている)への参照について議論した。 IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. IFRS 第7号のB38項について下記の修正を提案する。
 - i. IFRS 第 7 号の第 27A 項への参照を IFRS 第 13 号の第 72 項から第 73 項への参照に置き換える。
 - ii. 「観察可能な市場データに基づかないインプット」という語句を「観察可能でないインプット」に置き換える。
- b. これらの修正案について具体的な経過措置は開発しない。
- c. これらの修正案を次回の年次改善サイクルに含める。
- 12 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

信用リスクの開示―考え得る年次改善(アジェンダ・ペーパー12H)

IASB は、IFRS 第 7 号に付属している適用ガイダンスの IG20B 項と IG20C 項との間の不整合について議論した。IG20B 項は設例で例示されていない IFRS 第 7 号の関連性のある要求事項がある旨を述べているが、IG20C 項ではそうしていない。

- a. IFRS 第 7 号の IG1 項に、IFRS 第 7 号に付属している適用ガイダンスは IFRS 第 7 号のすべての要求事項を例示しているわけではない旨の記述を追加する修正を提案する。
- b. IFRS 第7号の IG20B 項の文言を簡素化する修正を提案する。
- c. これらの修正案を次回の年次改善サイクルに含める。
- 12名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。